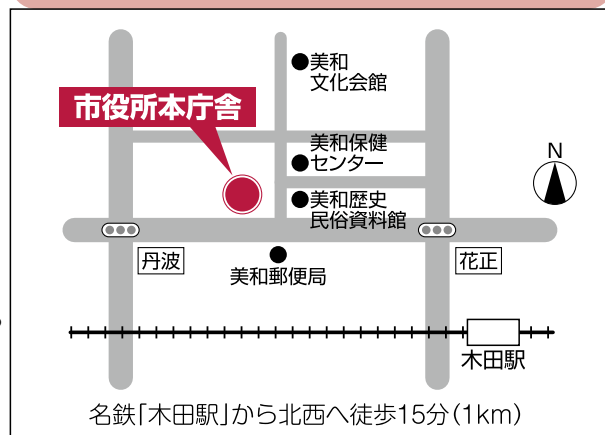


平成29年分の確定申告に関するお知らせ

確定申告相談の日程

- 期 間** 2月16日(金)～3月15日(木)
※土・日曜は除きます。
- 受付時間** 午前8時30分～午後4時
- 受付会場** 市役所本庁舎大ホール・
第3・第4会議室
- そ の 他** 庁舎間の臨時連絡車両の運行を
予定していますのでご利用ください。
運行日程については1月上旬に配布
するチラシをご確認ください。

本庁舎への交通のご案内



◎平成29年分の確定申告における主な改正点

I 給与所得控除の引き下げ

給与収入額	給与所得控除額	
	平成28年分	平成29年分
1,000万円超 1,200万円以下	収入金額×5%+170万円	220万円
1,200万円超 1,500万円以下	230万円	220万円
1,500万円超	230万円	220万円

II セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除の創設

従来の医療費控除の特例として、適切な健康管理の下でOTC薬(特定の成分を含んだ医薬品)を購入したときに適用される控除。特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診等を受けていることが要件です。

※この特例を受ける場合は、従来の医療費控除制度は受けられません。従来の医療費控除制度とセルフメディケーション制度(医療費控除の特例)は、どちらか一方の選択適用となります。

控除額の比較	従来の医療費控除	セルフメディケーション制度 (医療費控除の特例)
控除額	(その年に支払った医療費の総額－保険等で補てんされる金額)－10万円、または総所得金額の5%のいずれか少ない方	(その年に支払ったOTC薬の総額－保険等で補てんされる金額)－1万2千円
控除限度額	200万円	8万8千円

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附)をされた方へ

寄附先の自治体に対し当該特例の申請をすることで、確定申告を行なわなくても控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用される方でも、次の事由に当てはまる場合は、特例適用が無効となり、申告をしないと寄附金税額控除が受けられませんのでご注意ください。

- ①医療費控除を受けるなど確定申告、または住民税申告をした場合
- ②ふるさと納税の寄附先が5自治体を超えた場合
- ③特例申請後に住所が変更となったとき、「変更届」を提出していない場合
- ④ふるさと納税以外の寄附についても寄附金控除を受ける場合(ワンストップ特例対象外)

※確定申告で寄附金控除を受けられる方は、「住民税に関する事項」に記入忘れのないようお気を付けてください。

事前相談会のお知らせ

対象者

市内在住で、年金所得のみ、または年金所得と給与所得のみの方
お体の不自由な方で本庁舎へお越しいただくことが困難な方

相談内容

申告書類の書き方を教室形式で説明するとともに、完成した申告書はその場でご提出していただけます(教室形式で説明するのは、年金所得と給与所得のみの方が対象となります)。

その他

上記対象者のうち、申告書がすでに完成している方に関しては検算のみも行います。
年金所得と給与所得以外の所得のある方は、完成した申告書の提出及び検算のみ行います。

確定申告書は会場に用意してありますので、その場で作成し提出することができます。また、確定申告書(一部を除く)は、1月中旬以降、税務課(本庁舎)及び甚目寺市民サービスセンター、七宝市民サービスセンターの各窓口でも配布します。

日程及び会場

七宝会場

日程

2月5日(月)・6日(火)

場所

七宝高齢者生きがい活動センター集会室

時間

- 午前の部 午前9時30分～
(受付 午前9時～午前9時30分)
- 午後の部 午後2時～
(受付 午後1時30分～午後2時)

甚目寺会場

日程

2月8日(木)・9日(金)・13日(火)

場所

甚目寺庁舎大会議室

時間

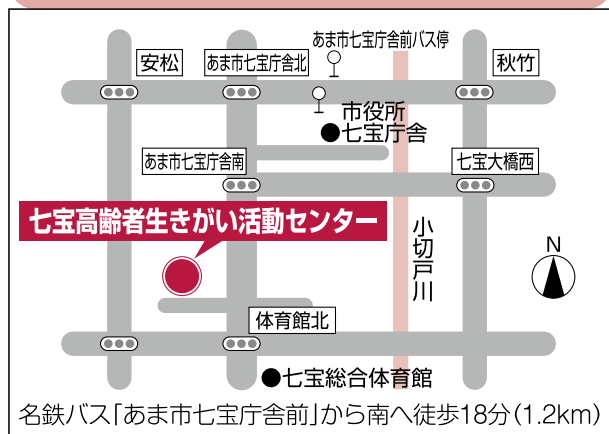
- 午前の部 午前9時30分～
(受付 午前9時～午前9時30分)
- 午後の部 午後2時～
(受付 午後1時30分～午後2時)

※受付時間が決まっています。時間内に受付けを済ませていない方は入場をお断りする場合がございますので、必ず時間内に受付けをお済ませください。なお、各回2時間程度を予定しています。

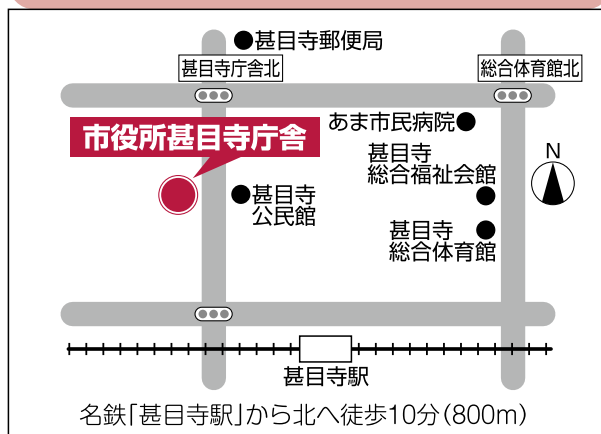
※七宝会場にお越しの方は、スリッパ等の上履きをお持ちください。

※例年、初日は大変混雑します。2日目以降であれば比較的スムーズにご案内できています。

七宝高齢者生きがい活動センターへの交通のご案内



甚目寺庁舎への交通のご案内



問合先 税務課 ☎444・0509